



訪問支援員が対応できること・対応できないこと

《家事支援》

原則、保護者とお子さんが自宅で日常的に必要な家事が対象です。

(大掃除など非日常的・一時的な家事は対象外です)

家事の内容	対応できること	対応できないこと	備考
①食事の準備	・家族分の料理作り ・配膳 ・片付け、食器洗い	・大量の料理作り ・特別手間がかかる調理(正月料理等) ・家族以外の料理	食材料費、水道光熱費は保護者負担
②衣類の洗濯、補修	・衣類の洗濯、干す、畳む ・アイロンがけ ・縫製(ボタン付け、簡単な縫物)	・大量の洗濯 ・カーテン等の特別手間がかかる洗濯 ・大量のアイロンがけ ・くつ磨き	アイロンは自宅にあるものを使用
③清掃	・リビング、居間、寝室、台所の簡易な清掃(掃除機を使用、床拭き程度) ・トイレ、風呂、洗面所の簡易な清掃 ・玄関、ベランダの簡易な清掃 ・ごみ出し(地域のルールに従うものとする)	・窓、網戸、庭等の清掃 ・エアコン、換気扇、ガスコンロ、冷蔵庫の清掃 ・年末の大掃除 ・ワックスがけ ・カビ取り ・引越し作業 ・模様替えに伴う家具の移動 ・普段使用していない部屋の清掃	清掃に使用する洗剤や物品等は、自宅にあるものを使用
④買い物	近隣のスーパーマーケット等での食材や日用品の買い物	・大量の買い物 ・家具、家電製品 ・遠方への買い物	・訪問支援員による立て替え不可 ・交通費は利用者負担
⑤その他	・布団干し ・シーツ交換 ・整理整頓(部屋の片付け)	・布団の洗濯 ・銀行の振り込み、引き出し等 ・自動車の給油、洗車等 ・ペットのお世話 ・荷物の受け渡し ・来客の対応	

《育児支援》

育児の内容	対応できること	対応できないこと	備考
①授乳等	・湯沸かし、ポットへの移し替え ・<u>粉ミルクの調合※1</u> ・<u>哺乳瓶による授乳※1</u> ・哺乳瓶の洗浄、煮沸（片付け含む）	初めての食材を訪問支援員が子どもに与えること	
②オムツ交換	<u>オムツ交換※1</u>		
③入浴のお手伝い	・ベビーバスの用意、片付け ・<u>乳児の受け取り、拭き取り、着替え等※1</u> ・<u>幼児の洗身の補助※1</u>		

※1…県への訪問型保育事業の届け出をしている事業者に限ります。

《養育支援》

養育の内容	対応できること	対応できないこと	備考
①養育環境の整備	・ベビー布団の用意、片付け ・エアコンの温度調節 ・窓開け、カーテンによる室温調整		
②外出	・保育所等の送り又は迎え ・散歩の付き添い ・<u>病院受診、健診、予防接種の付き添い※2</u> ・市役所等への申請手続きの付き添い	・訪問支援員の自家用車の同乗 ・冠婚葬祭等の付き添い ・園、学校イベントの付き添い	・保護者は送迎先の保育所等に事前に了承を得ておく ・交通費は保護者負担
③見守り	子どもの遊び相手、寝かしつけ、宿題の見守り、登校準備等		

※2…保護者の同行が必要です。

《支援を行わない場合の例》

- ①病児・病後児の世話を目的とするとき
- ②保護者が不在のとき
- ③感染症の患者またはおそれのある者が家庭にいるとき
- ④他の公的サービスと利用時間が重複するとき

※ただし、②③に該当する場合であっても、買い物の代行や保育所等への送迎については一部例外あり。